

[保存版]

# NECグループ団体保険制度 2026

安心丸 退職者向け

団体総合生活補償保険  
NECゴルファー保険



NECグループ団体保険制度(取扱)窓口  
NECビジネスインテリジェンス株式会社  
保険契約者:日本電気株式会社

# 募集概要

募集概要

## 保険契約者

保険契約者は日本電気株式会社です。

## お申込人となる方

日本電気株式会社またはそのグループ会社(以下、NECグループと呼びます。)の退職者の方で、以下の①～⑤いずれかの条件を満たしている必要があります。

- ①退職時に団体契約または団体扱契約に加入していた方
- ②定年退職者(定年退職扱いを含む)
- ③NECおよびグループ各社の年金制度の受給資格を有する方
- ④2018年12月以降に包含関係から離脱した子会社等の現役社員
- ⑤別途協議のうえ、福利厚生の一必要性を認める場合

※2018年12月以前に自己都合退職されている場合は、お申込人となれない場合があります。



保険金請求手続きの流れ

ご契約者さま専用ページ  
登録のご案内

健康状況告知・再告知  
についてのご案内

損害保険契約から生命保険  
契約への移行制度のご案内

安心丸(基本セット)

安心丸(オプション特約)

NECゴルフ保険

## 被保険者(補償の対象者)本人(\*)となる方の範囲

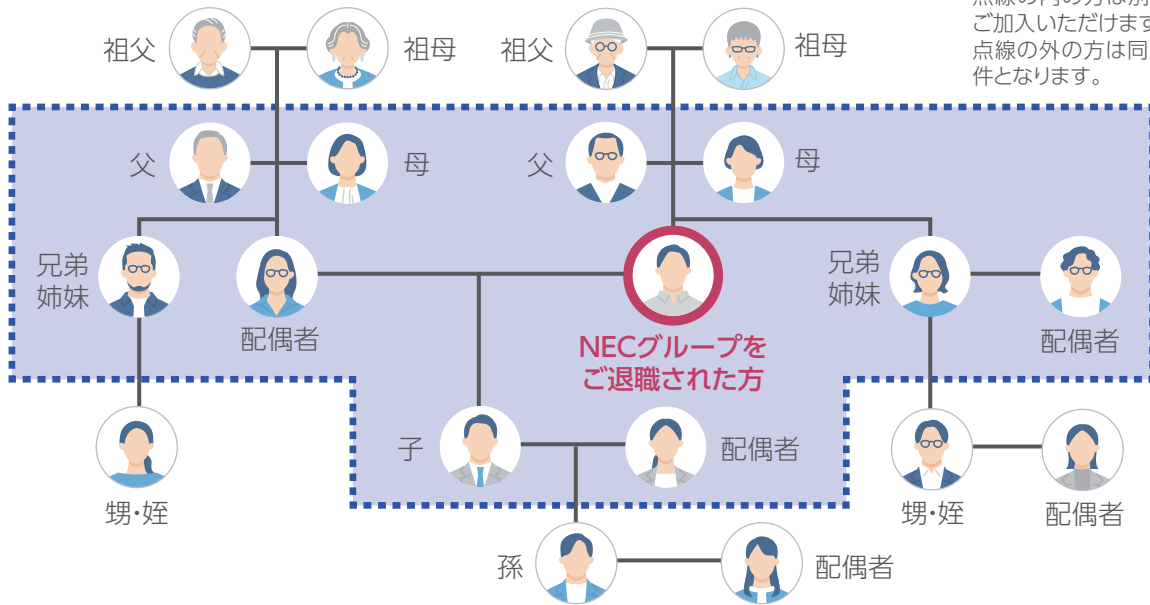
NECグループをご退職された方、およびその配偶者・お子さま・ご両親・ご兄弟・ご姉妹・退職者と同居のご親族\*の方が被保険者本人となることができます。

(\*)加入申込票の補償の対象となる方欄に記載の方をいいます。ご加入にあたっては、ご契約の始期日時点(2026年6月26日)で上記の関係性であることが条件となります。

※親族とは、6親等内の血族と3親等内の姻族をいいます。記載以外の方も対象となれる場合があります。

### 点線について

点線の内の方は別居でもご加入いただけます。点線の外の方は同居が条件となります。



保険期間	2026年6月26日午後4時～2027年6月26日午後4時(1年間)
加入者証について	2026年8月中にお送りいたします。
お手続きについて	加入内容を変更されない場合は前年ご加入内容に応じたセットでの「自動継続」となります。 内容を変更される場合は、Webでお手続きいただくか加入申込票を提出してください。
書類提出締切について	2026年5月8日(金) ※中途加入できます。締切日は毎月変わりますので詳細はNECビジネスインテリジェンスにお問合わせください。 なお、保険の終期は2027年6月26日午後4時となります。
保険料のお払込みにについて	年払のみです。2026年8月27日(木)に口座振替します。
控除証明書について	加入者証に付属されています。

※Web画面にてお手続きをされる場合は、本パンフレットの記載のうち「加入申込票」を「Web画面」に、「記入」を「入力」に読み替えてください。

## 改定について

①コロナ禍以降の医療状況や物価上昇などを踏まえ、  
2025年10月に保険料改定を実施しました。

②新規募集廃止のセットについて

天災危険補償なしセット(基本セット:AJ,A2J,BJ,B2J,CJ,C2J、オプション  
特約:TAJ,TBJ,TCJ)の新規お引受けを終了いたします。

現在「天災危険補償なしセット」ご加入の方はご継続いただけます。

(※)「その他のコース」は2025年度より新規の引受けを終了しています。

③補償内容等の主な変更点

商品改定により補償内容等が変更となります。主な変更点をご案内いたします  
ので、変更内容をご確認ください。詳細につきましては重要事項のご説明をご  
確認ください。

●疾病手術保険金における花粉症手術の対象外化

●傷害通院保険金「みなし通院」の補償改定

・ギプス等の定義を明確化しました。なお、本改定により「デゾー固定(包帯)」「  
硬性コルセット」については、ギプス等の対象ではなくなり、みなし通院の  
対象外となります。

●「先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約」における一部負担  
金の補償対象外化

●「がん診断保険金」の改定(再発・転移がんの補償対象化等)

●携行品損害特約の補償対象となるモノの改定および免責事由の追加

①補聴器を補償対象とします。

②免責規定に、以下の事由を追加する。

被保険者、被保険者側に属する者の労働争議による損害

使用人、親族による窃盗、強盗、背任等による損害(火災または破裂・爆発に  
よって発生した損害を除く)

●golfer賠償責任補償特約におけるゴルフカート損壊の補償対象化

## 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

更新時に再告知をすることで補償対象外になっている特定の疾病・症状群を今  
後補償の対象とすることができる可能性があります。(保険期間途中での再告  
知はできません)再告知制度の詳細はP21~24をご確認ください。

2026年6月26日時点で 満80才となる方へ

疾病を補償するセット・オプション(PN1を除く)は補償が終了  
し、更新いただけなくなります。

ケガを補償するセットは年齢問わずご加入いただけますので、ご加入内容の変  
更にあたり、加入申込票をご提出いただけますようお願いいたします。  
なお期限までに加入申込票をご提出いただけなかった場合には2026年6月26日付  
で下記のとおり自動移行(変更)させていただきます。

移行前	移行後
病気安心コース[全セット] がん倍額コース[全セット] その他のコース[Bタイプ]	ケガ安心コース「Aセット」
オプション TB・TBJ・TC・TCJ	オプション TA
オプション S1・M1・N1	オプション 削除

NEC グループ団体保険  
「安心丸(退職者向け)」は  
退職後の皆さまをさまざま  
リスクからお守りする保険です!

募集概要 (加入資格・被保険者範囲) P2

保険金請求手続きの流れ P4

ご契約者さま専用ページ  
登録のご案内 P5

自分らしく、活きる保険を  
カスタマイズ! P6

損害保険契約から生命保険  
契約への移行制度のご案内 P7

安心丸(退職者向け)  
基本セット

ケガ安心コース	P8
病気安心コース	P10
がん倍額コース	P12
その他のコース	P14

介護一時金支払特約の  
ご案内 P15

安心丸(退職者向け)  
オプション特約 P16

NECgolfer保険 P18

- ・Q&A P19
- ・健康状況告知書ご記入のご案内 P20
- ・団体総合生活補償保険(MS&AD型)  
健康状況告知書質問事項 P23
- ・〈親介護一時金専用〉  
健康状況告知書質問事項 P24
- ・ご加入にあたってのご注意 P25
- ・重要事項のご説明 P27
- ・補償の主な内容 P29
- ・請求手続きについて P43



安心丸  
(退職者向け)

# 保険金請求は

# Webで簡単・スピーディーに!

募集概要

保険金請求手続きの流れ

ご契約者さま専用ページ  
登録のご案内

健康状況告知・再告知  
についてのご案内

損害保険契約から生命保険  
契約への移行制度のご案内

安心丸(基本セット)

安心丸(オプション特約)

NECゴルフアー保険



## 保険金請求に 必要な書類やタイミングは?

- ✓ 診断書は必要?
- ✓ 治療の途中でも  
保険金請求できる?
- ✓ 請求の手順は?

### 必要な書類

〈ケガ〉

不要

〈病気〉

診療明細書

※保険金のご請求額が30万円を超える場合

診断書

診断書

〈携行品〉

修理見積書

写真

請求内容によって、必要書類は変わります。  
なお、診断書の取付費用はお客さまのご負担となります。

### 請求する タイミングはいつ?

治療が終わったら  
なるべくお早めに申請を!

ケガや病気の場合は、治療が終わったらなるべくお早めに申請ください。  
治療中でもご請求いただけます。  
(※Webでの請求は治療終了後となります。)  
携行品のご請求の場合は「修理する前の写真」や「修理見積書」が必要となりますのでご注意ください。

## 保険金請求の流れ

加入者証をお手元にご用意ください

スマートフォン  
ご利用の場合



1

保険金請求  
Webに  
アクセス

2

必要事項  
の  
入力

3

必要書類  
の  
アップロード

4

送信

※Web申請が利用できる請求項目はケガ・病気・携行品のみです。それ以外のご請求についてはお手数ですが、お電話にてご連絡ください。

お電話での保険金請求の場合は、下記までご連絡ください。

NECビジネスインテリジェンス

# 0570-200666

(ナビダイヤル)

受付時間 平日 9:00~17:00

PCをご利用の場合

<https://www.nec-businessintelligence.co.jp/ins/asjiko/>

# ご契約者さま専用ページに登録すると スマートフォンでご契約内容が確認できます!

## ご契約者さま専用ページの便利機能

- ポイント 1** ご契約者さま専用ページからも事故のご連絡や保険金請求が可能です。
- ポイント 2** 保険金支払のタイミングでメールを受信します! 必要書類や支払内容の詳細、支払歴をPC・スマホで確認できます!



## ご契約者さま専用ページの登録方法

① 二次元コード読みとり



② 加入者証に記載されているお客さまコード1・2を入力し、次へをタップ

お客さまコード1:XXXXXXXXX お客さまコード2:xxxxxxxxxxxxxx



③ メールアドレス(ユーザーID)、パスワード入力

④ 加入者氏名、生年月日を入力  
※氏名カナ、生年月日は加入者証の内容と一致している必要があります。

⑤ 利用規約に同意にチェックをし、次へをタップ

⑥ 入力内容に誤りがないことを確認し、次へをタップ

登録完了!

# 自分らしく、生きる保険を カスタマイズ!

30代

## 早めに「がん」の リスクにも備えを!

がんのリスクが少しずつ増え始める年代です。健康なうちに加入するのが保険の鉄則!

プラン例: Cセット(がん倍額コース)  
S1(先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約)  
M1(抗がん剤治療特約)

24,770円(38才女性の場合)



40代

## 健康診断で数値が 気になり始めたら

団体保険ならではの入りやすい告知質問事項で、長期入院にも手厚く備えましょう。

プラン例: C2セット(がん倍額コース)  
S1(先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約)  
TC(長期入院時保険金補償特約)

46,700円(45才の場合)



50代

## ご自身の補償に加えて 家族の補償も!

同居のご家族はもちろん離れて暮らすお子さまやご両親も加入できるのが特長です!

プラン例: Bセット(病気安心コース)  
S1(先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約)

12,410円(24才お子さまの場合)



60代

## お払込みの保険料に 少し負担を感じたら

保険料を抑えたいけど、補償はなくしたくない。納得の保険料で補償を継続!

プラン例: Bセット(病気安心コース)  
S1(先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約)

45,260円(67才の場合)



70代

## 80才以降も引き続き病気の補償(保障)をお持ちになりたい方は 一生涯保障の医療保険への移行をご検討ください

疾病を補償するセット・特約のご加入は被保険者のご年令が79才までの方となります

簡易な告知で終身医療保険へ移行いただける制度をご用意しています。なお、移行制度のご利用には条件がございます。詳細はP7をご確認ください。

プラン例: AXセット(ケガ安心コース)+医療保険Aセレクトup

70,556円(AXセット(ケガ安心コース)6,200円+医療保険Aセレクトup64,356円\*) (75才男性の場合)

<医療保険Aセレクトup・保険料算出条件>保険料払込方法:年払・口座振替扱 保険期間・保険料払込期間:終身  
入院給付金日額:4,000円 支払限度の型:60日型 手術給付金の型:手術II型 先進医療特約(無解約返戻金型)  
※保障内容等の詳細は付随する簡易告知による移行制度のチラシをご確認ください。



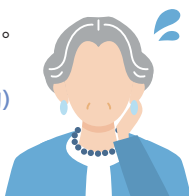
80代

## ケガによる長期入院リスクに 備える

骨折などのケガで入院が長期化してしまうケースがあります。

プラン例: Aセット(ケガ安心コース)  
TA(長期入院時保険金補償特約)

9,290円(82才の場合)



年令の進行によりご継続できない  
プラン、特約は以下のとおりです。

～対象プラン・特約～

- 被保険者80才以上 ⇒ 「病気安心コース」「がん倍額コース」「その他のコース(Bタイプ)」、「先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約」「長期入院保険金補償特約(TB・TBJ・TC・TCJセット)」「介護一時金支払特約」「抗がん剤治療特約」
- 特約被保険者85才以上 ⇒ 「親介護一時金支払特約」



# 損害保険契約から生命保険契約への移行制度のご案内

安心丸(退職者向け)の更新時に、  
所定の条件により、  
**1年更新タイプ**から  
**終身タイプ**への移行ができます！

病気安心コース | がん倍額コース

その他のコースBタイプ

のご加入者だけがご利用可能です。  
移行にはお手続きが必要です。



※安心丸(退職者向け)の疾病を補償するコースは、79才で補償が満了します。

## 〈移行前契約〉

現在ご加入中の保険  
三井住友海上(損害保険契約)

**安心丸(退職者向け)**  
病気安心コース・がん倍額コース  
その他のコースBタイプ

保険期間:1年更新

補償(保障)が  
途切れず、  
終身医療保険に  
移行できます。

移行日(6月26日)

## 〈移行後契約〉

三井住友海上あいおい生命  
(生命保険契約)

医療保険<sup>エース</sup>Aセレクトup

一生涯  
保障

保険期間:終身

※移行前契約:三井住友海上の団体総合生活補償保険(MS&AD型) 移行後契約:三井住友海上あいおい生命の医療保険Aセレクトup

※医療保険Aセレクトupは、「医療保険(無解約返戻金型)(25)無配当」の販売名称です。

※本制度の取扱条件等は、今後変更される場合がありますのでご注意ください。

※移行前契約と移行後契約の補償(保障)は異なります。

※三井住友海上あいおい生命で既にご契約がある方等、ご契約内容によっては移行できない場合や特約が付加できない場合があります。

※医療保険Aセレクトupのご検討に際しては、必ず「契約概要(移行制度専用)」「注意喚起情報(移行制度専用)」「ご契約のしおり・約款」「ご契約のしおり・約款(移行制度専用)」をご覧ください。詳細は代理店までお問い合わせください。

## 移行制度のポイント

ポイント  
**1**

告知項目はたった**1つ!** 通常の場合のご契約と比べ、**簡易な告知で移行**できます。

<告知項目>過去5年以内に、ガン(肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫、上皮内ガンを含む)により、  
医師による手術または医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。

ポイント  
**2**

病気・ケガによる入院等の保障を**一生涯確保**することができます。

また、年齢が上がることによる保険料アップはなく、**保険料は一生涯変わりません!**

ポイント  
**3**

本制度をご利用いただけるのは、**6月26日の安心丸(退職者向け)更新時のみ**です(年1回)!

ポイント  
**4**

安心丸および安心丸(退職者向け)**加入時の健康状況の条件を引き継ぎます。**

## 移行制度のご利用条件



今すぐ  
チェック!

- 移行前契約に継続して2年以上加入していること
- 移行前契約において、過去2年間に入院・手術・放射線治療に関する保険事故の事故日(入院開始日、手術受療日等)がないこと
- 移行後契約の入院給付金日額が移行前契約の疾病入院保険金日額以下であること
- 移行後契約の1回の入院についての支払限度日数が移行前契約の疾病入院保険金の1回の入院の支払限度日数以下であること
- その他にも要件があります。詳しくはお問合せください。

※団体総合生活補償保険(MS&AD型)で特定疾病対象外コードがセットされている場合は、移行後の契約についても同様の特定疾病等が全期間対象外となります。

※団体総合生活補償保険(MS&AD型)の次のオプションについては、医療保険Aセレクトupに移行できません。

介護一時金支払特約・親介護一時金支払特約・長期入院時保険金補償(90日ごと)特約・日常生活賠償特約・携行品損害補償特約・ホールインワン・アルパトロス費用補償特約・各種費用補償特約(受託物賠償責任・救済者費用等・キャンセル費用)

※医療保険Aセレクトupは、保険料払込期間中に解約された場合には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金(入院給付金日額の10倍)をお受け取りいただけます。

※移行後契約は、2026年3月現在の商品に記載しています。今後変更となる場合がありますので、移行時に必ず移行後契約の商品内容をご確認ください。

移行後契約引受保険会社:三井住友海上あいおい生命保険株式会社  
2025 - C - 1120 ( 2026/02/20 - 2028/02/29 )



# ケガ安心コース

被保険者(補償の対象者)1人に対して、ケガ安心・病気安心・がん倍額・その他コースのうちいずれか1セットのみご加入いただけます。

◆年令については2026年6月26日時点での満年令です。

補償の対象 年令制限なし

募集概要



## 保険金額と保険料

セット名		A	A2	
保険金額	ケガ補償			
	傷害死亡・後遺障害 <sup>(※)</sup> 保険金額	580万円	1,120万円	
	傷害入院保険金日額	4,000円	8,000円	
	傷害通院保険金日額	2,000円	4,000円	
ケガ補償	傷害手術保険金	入院中	8万円	16万円
		入院中以外	4万円	8万円
天災危険補償	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償	○	○	
年払保険料	全年令共通	8,880円	17,600円	

保険金請求手続きの流れ

ご契約者さま専用ページに登録のご案内

健康状況告知・再告知についての案内

損害保険契約から生命保険契約への移行制度のご案内

安心丸(基本セット)

(※)傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて保険金額の42%~100%をお支払いします。(傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約がセットされています。)

## 傷害入院保険金日額で備えられるもの(目安)

入院保険金日額<sup>※</sup>によって備えられるものが変わってきます。

備えたい目的に合わせプランを選びましょう。\*入院1日につき受け取れる保険金額



傷害入院  
保険金日額 **4,000円以上**

- 医療費の自己負担分
- 食事代

傷害入院  
保険金日額 **8,000円以上**

- 医療費の自己負担分
- 食事代
- 差額ベッド代

傷害入院  
保険金日額 **12,000円以上**

- 医療費の自己負担分
- 食事代
- 個室を利用したい
- 差額ベッド代

必要最低限の補償

しっかり補償

安心丸(オプション特約)

NECゴルフ保険

# ケガ をしたとき

死亡・後遺障害



ケガのみ補償

入院



入院1日目から補償

通院



通院1日目から補償

手術



入院の有無にかかわらず補償

国内・国外補償

NECグループ  
団体割引等適用

傷害部分  
約46%

新規お引受けを終了します。

※「ケガ安心コース」・「病気安心コース」・「がん倍額コース」・「その他コース」からのプラン変更を含みます。

A4	A6	AX	AJ	A2J
1,660万円	2,200万円	320万円	580万円	1,120万円
12,000円	16,000円	3,000円	4,000円	8,000円
6,000円	8,000円	1,500円	2,000円	4,000円
24万円	32万円	6万円	8万円	16万円
12万円	16万円	3万円	4万円	8万円
○	○	○	×	×
26,320円	35,040円	6,200円	8,130円	16,130円

募集概要

保険金請求手続きの流れ

ご契約者さま専用ページ登録のご案内

健康状況告知・再告知についてのご案内

損害保険契約から生命保険契約への移行制度のご案内

安心丸(基本セット)

安心丸(オプション特約)

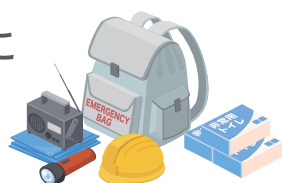
NECゴルフ保険

## データでみる 震災リスク

首都圏や大都市を中心に地震発生リスクは高まっています。

### 南海トラフ地震

今後30年以内に  
**70%程度の発生確率**



### 首都直下地震

今後30年以内に  
**70%程度の発生確率**



出典：地震調査研究推進本部 地震調査委員会



オプション特約でさらなる安心を

詳しくは P15~17 をご覧ください



# 病気安心コース

被保険者(補償の対象者)1人に対して、ケガ安心・病気安心・がん倍額・その他コースのうちいずれか1セットのみご加入いただけます。

**補償の対象** 2026年6月26日時点で満0才~79才までの方

募集概要



## 保険金額と保険料

保険金請求手続きの流れ

ご契約者さま専用ページ登録のご案内

健康状況告知・再告知についての案内

損害保険契約から生命保険契約への移行制度のご案内

安心丸(基本セット)

安心丸(オプション特約)

NECゴルフ保険

セット名		B	B2	
保険金額	ケガ補償	傷害死亡・後遺障害 <sup>(※1)</sup> 保険金額		
	ケガ・病気補償	入院保険金日額		
		通院保険金日額 <sup>(※2)</sup>		
		手術保険金 <sup>(※3)</sup>	入院中	8万円
	入院中以外		4万円	8万円
	病気補償	疾病放射線治療保険金		
天災危険補償	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償			
年令別年払保険料	0~4才	13,290円	26,420円	
	5~9才	12,210円	24,260円	
	10~14才	10,530円	20,890円	
	15~19才	10,660円	21,170円	
	20~24才	11,830円	23,520円	
	25~29才	13,280円	26,400円	
	30~34才	14,810円	29,460円	
	35~39才	15,160円	30,150円	
	40~44才	15,480円	30,800円	
	45~49才	17,230円	34,310円	
	50~54才	20,220円	40,290円	
	55~59才	24,740円	49,300円	
	60~64才	32,170円	64,190円	
	65~69才	44,680円	89,200円	
70~74才	62,090円	124,030円		
75~79才	95,530円	190,890円		
80才				

(※1) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて保険金額の42%~100%をお支払いします。(傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約がセットされています。)

**ご参考**  
1か月あたりの保険料(約)

**初めての保険におすすめ!**

- Bコースに加入
- 20~24才のお客さま

1か月あたり 約**990円**  
年払保険料: 11,830円

# ケガ 病気を したとき

死亡・後遺障害



ケガのみ補償

入院



入院1日目から  
補償

通院



病気が入院前後  
の通院を補償

手術・放射線治療



入院の有無に  
かかわらず補償

国内・国外補償

NECグループ  
団体割引等適用

傷害部分 疾病部分  
約46% 約40%

新規お引受けを終了します。

※「ケガ安心コース」・「病気安心コース」・「がん倍額コース」・  
「その他コース」からのプラン変更を含みます。

B4	B6	BX	BJ	B2J
1,660万円	2,200万円	320万円	580万円	1,120万円
12,000円	16,000円	3,000円	4,000円	8,000円
6,000円	8,000円	1,500円	2,000円	4,000円
24万円	32万円	6万円	8万円	16万円
12万円	16万円	3万円	4万円	8万円
24万円	32万円	6万円	8万円	16万円
○	○	○	×	×
39,550円	52,680円	9,510円	12,540円	24,950円
36,300円	48,350円	8,700円	11,460円	22,790円
31,250円	41,610円	7,440円	9,780円	19,420円
31,670円	42,180円	7,540円	9,910円	19,700円
35,190円	46,880円	8,420円	11,080円	22,050円
39,520円	52,640円	9,500円	12,530円	24,930円
44,110円	58,760円	10,650円	14,060円	27,990円
45,160円	60,150円	10,910円	14,410円	28,680円
46,120円	61,440円	11,150円	14,730円	29,330円
51,370円	68,450円	12,470円	16,480円	32,840円
60,350円	80,420円	14,710円	19,470円	38,820円
73,880円	98,440円	18,090円	23,990円	47,830円
96,200円	128,220円	23,670円	31,420円	62,720円
133,720円	178,240円	33,050円	43,930円	87,730円
185,950円	247,890円	46,110円	61,340円	122,560円
286,260円	381,620円	71,190円	94,780円	189,420円

ケガ安心コースへ移行をお願いします。

(※2) 病気の場合は入院前後の通院

(※3) レーシック手術等はお支払いの対象となりません。

病気に対してしっかり備えたい!

- B2コースに加入
- 30~34才のお客さま

1か月あたり  
約**2,460円**

年払保険料: 29,460円

病気は心配だけどコストを抑えたい!

- BXコースに加入
- 60~64才のお客さま

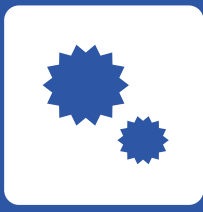
1か月あたり  
約**1,970円**

年払保険料: 23,670円



オプション特約でさらなる安心を

詳しくは P15~17 をご覧ください



# がん倍額コース

被保険者(補償の対象者)1人に対して、ケガ安心・病気安心・がん倍額・  
その他コースのうちいずれか1セットのみご加入いただけます。

**補償の対象** 2026年6月26日時点で満0才～79才までの方

知っておきたい  
「がんの治療費」  
と支払事例



募集概要



## 保険金額と保険料

**がん倍額** =がんの場合2倍お支払い<sup>(※4)</sup>

セット名		C	C2	
保険金額	ケガ補償	傷害死亡・後遺障害 <sup>(※1)</sup> 保険金額		
	ケガ・病気補償	<b>がん倍額</b> 入院保険金日額		
		<b>がん倍額</b> 通院保険金日額 <sup>(※2)</sup>		
		<b>がん倍額</b> 手術保険金 <sup>(※3)</sup>	入院中	8万円
	入院中以外		4万円	8万円
	病気補償	<b>がん倍額</b> 疾病放射線治療保険金		
がん診断保険金				
天災危険補償	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償			
年令別年払保険料	0～4才	14,060円	27,720円	
	5～9才	12,810円	25,230円	
	10～14才	10,920円	21,440円	
	15～19才	11,050円	21,720円	
	20～24才	12,310円	24,150円	
	25～29才	14,590円	28,040円	
	30～34才	17,310円	32,550円	
	35～39才	19,010円	34,840円	
	40～44才	21,440円	37,910円	
	45～49才	26,270円	45,130円	
	50～54才	32,200円	55,300円	
	55～59才	43,750円	73,040円	
	60～64才	67,510円	106,930円	
65～69才	93,290円	148,910円		
70～74才	126,550円	204,820円		
75～79才	173,760円	298,840円		
80才				

(※1) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて保険金額の42%～100%をお支払いします。(傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされています。)

(※2) 病気の場合は入院前後の通院

(※3) レーシック手術等はお支払いの対象となりません。

(※4) 被保険者の病気が特約記載のがんである場合、その治療を目的とする入院および通院の期間ならびに手術および放射線治療に対して、疾病 保険金およびがん以外の病気については対象となりません。なお、がんには上皮内新生物を含みます。

### ご参考

1か月あたりの  
保険料(約)

早いうちからがんにも備えたい!

- CXコースに加入
- 30～34才のお客さま

1か月あたり  
約**1,080円**

年払保険料: 13,000円

NECゴルフ保険

# ケガ 病気 をしたとき

死亡・後遺障害



ケガのみ補償

入院



病気ががんの場合2倍支払

入院1日目から  
補償

通院



病気ががんの場合2倍支払

病気が入院前後の  
通院のみ補償

手術・放射線治療



病気ががんの場合2倍支払

入院の有無に  
かかわらず補償

がん診断保険金



がんの診断を受け治療を  
開始した場合に補償

国内・国外補償

NECグループ  
団体割引等適用

傷害部分 疾病部分  
約46% 約40%

新規お引受けを終了します。

※「ケガ安心コース」・「病気安心コース」・「がん倍額コース」・  
「その他コース」からのプラン変更を含みます。

C4	C6	CX	CJ	C2J
1,660万円	2,200万円	320万円	580万円	1,120万円
12,000円	16,000円	3,000円	4,000円	8,000円
6,000円	8,000円	1,500円	2,000円	4,000円
24万円	32万円	6万円	8万円	16万円
12万円	16万円	3万円	4万円	8万円
24万円	32万円	6万円	8万円	16万円
100万円				
○	○	○	×	×
41,380円	55,040円	10,140円	13,310円	26,250円
37,640円	50,060円	9,200円	12,060円	23,760円
31,970円	42,490円	7,790円	10,170円	19,970円
32,380円	43,050円	7,890円	10,300円	20,250円
36,000円	47,840円	8,840円	11,560円	22,680円
41,490円	54,940円	10,740円	13,840円	26,570円
47,770円	63,010円	13,000円	16,560円	31,080円
50,670円	66,500円	14,560円	18,260円	33,370円
54,380円	70,850円	16,830円	20,690円	36,440円
64,010円	82,870円	21,050円	25,520円	43,660円
78,390円	101,490円	25,920円	31,450円	53,830円
102,340円	131,630円	35,930円	43,000円	71,570円
146,350円	185,770円	57,160円	66,760円	105,460円
204,530円	260,150円	78,890円	92,540円	147,440円
283,090円	361,360円	106,490円	125,800円	203,350円
423,940円	549,020円	141,990円	173,010円	297,370円

ケガ安心コースへ移行をお願いします。

び疾病長期入院時保険金(オプションの疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約に加入の場合)を2倍にしてお支払いします。ただし、がんと因果関係のある

がんにも手厚い補償内容にしたい!



- C2コースに加入
- 50~54才のお客さま

年払保険料:55,300円

1か月あたり  
約4,610円

病気に加え、がんのリスクにも備えたい!



- Cコースに加入
- 65~69才のお客さま

年払保険料:93,290円

1か月あたり  
約7,770円



オプション特約でさらなる安心を

詳しくは P15~17 をご覧ください

募集概要

保険金請求手続き  
の流れ

ご契約者さま専用ページ  
登録のご案内

健康状況告知・再告知  
についてのご案内

損害保険契約から生命保険  
契約への移行制度のご案内

安心丸(基本セット)

安心丸(オプション特約)

NECゴルフ保険



# その他のコース

国内・国外補償

NECグループ  
団体割引等適用

傷害部分 疾病部分  
約46% 約40%

2025年度より新規お引き受けを終了しております。

※「ケガ安心コース」・「病気安心コース」・「がん倍額コース」からのプラン変更を含みます。

Aタイプ

ケガ

保険金額と保険料 **Aタイプ補償の対象** 年齢制限なし

セット名		AT	BT	
保険金額	ケガ補償	傷害死亡・後遺障害 <sup>(※1)</sup> 保険金額	324万円	847万円
		傷害入院保険金日額	5,000円	10,000円
		傷害通院保険金日額	3,000円	6,000円
	傷害手術保険金	入院中	10万円	20万円
入院中以外		5万円	10万円	
天災危険補償	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償	○	○	
年払保険料	全年令共通	10,490円	21,790円	

(※1) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて保険金額の42%~100%をお支払いします。(傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約がセットされています。)

Bタイプ

病気・ケガ

保険金額と保険料 **Bタイプ補償の対象** 2026年6月26日時点で満0才~79才までの方

セット名		VAT	VBT	P	P1	P2	P3	P4	P5	P6	NA	
保険金額	ケガ補償	傷害死亡・後遺障害 <sup>(※1)</sup> 保険金額	324万円	847万円	—	—	—	—	—	—	—	
	ケガ・病気補償	入院保険金日額	5,000円	10,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円	4,000円
		通院保険金日額 <sup>(※2)</sup>	3,000円	6,000円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	—
	手術保険金 <sup>(※3)</sup>	入院中	10万円	20万円	8万円	12万円	16万円	20万円	24万円	28万円	32万円	8万円
		入院中以外	5万円	10万円	4万円	6万円	8万円	10万円	12万円	14万円	16万円	4万円
病気補償	疾病放射線治療保険金	10万円	20万円	8万円	12万円	16万円	20万円	24万円	28万円	32万円	8万円	
天災危険補償	地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	
年齢別年払保険料	20~24才	14,250円	29,300円	7,060円	10,600円	14,120円	17,650円	21,180円	24,710円	28,250円	5,000円	
	25~29才	16,080円	32,970円	8,440円	12,670円	16,890円	21,110円	25,320円	29,540円	33,770円	6,320円	
	30~34才	18,040円	36,870円	9,890円	14,840円	19,780円	24,730円	29,680円	34,620円	39,570円	7,690円	
	35~39才	18,510円	37,840円	10,150円	15,220円	20,290円	25,370円	30,440円	35,520円	40,580円	7,860円	
	40~44才	18,980円	38,770円	10,340円	15,520円	20,690円	25,860円	31,020円	36,190円	41,370円	7,920円	
	45~49才	21,260円	43,330円	11,900円	17,870円	23,820円	29,770円	35,720円	41,670円	47,640円	9,300円	
	50~54才	25,170円	51,140円	14,570円	21,870円	29,150円	36,440円	43,720円	51,010円	58,300円	11,640円	
	55~59才	30,980円	62,770円	18,730円	28,080円	37,450円	46,810円	56,170円	65,540円	74,890円	15,440円	
	60~64才	40,590円	81,990円	25,550円	38,320円	51,090円	63,870円	76,640円	89,410円	102,190円	21,640円	
	65~69才	56,690円	114,200円	37,110円	55,670円	74,230円	92,780円	111,330円	129,890円	148,450円	32,260円	
	70~74才	79,320円	159,450円	52,790円	79,200円	105,600円	132,000円	158,390円	184,790円	211,200円	46,220円	
75~79才	122,760円	246,310円	82,970円	124,440円	165,920円	207,400円	248,890円	290,370円	331,840円	73,120円		
80才	ケガ安心コースへ移行をお願いします。											

(※1) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて保険金額の42%~100%をお支払いします。(傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約がセットされています。)

(※2) 病気の場合は入院前後の通院 (※3) レーシック手術等はお支払いの対象となりません。

**+** オプション特約でさらなる安心を

# 介護一時金支払特約で安心な毎日を。



安心して老後を過ごしていただくために、  
 介護にかかる費用をカバーする特約を導入しています。  
 この特約により、介護の経済的な負担を軽減し、  
 ご自身やご家族が安心して介護に専念できる環境を提供します。



## ■介護保障の必要性

健康保険があっても医療保険を準備するように、公的介護保険に自分で上乗せするのが民間の介護保険です。公的介護保険制度の保障・保障額には一定の制限があり、介護にかかった費用の一部が自己負担となります。

## 「要介護1」から「要介護5」の状態の目安

出典：(公財)生命保険文化センター  
 ホームページ「ひと目でわかる生活設計情報」をもとに当社にて作成

### 要介護1

起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などに、何らかの支えを必要とすることがある。掃除、買い物などの家事の一部や、入浴などに、見守りや手助けを必要とすることがある。

### 要介護2

起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持、歩行などに、何らかの支えを必要とする。食事、排泄、入浴、薬の内服、金銭管理などに、手助けを必要とすることがある。

### 要介護3

起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などが一人でできない。食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、介助を必要とする。

### 要介護4

起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行などが一人でできない。座位保持に何らかの支えを必要とする。食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、全面的な介助を必要とする。

### 要介護5

起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行、座位保持などが、ほとんどできない。日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする。

## 介護一時金支払特約

※要介護2以上の状態が180日を超えて継続した場合に保険金支払いの対象となります。詳細はP37～P38をご確認ください。

## 介護保障の保障額の目安

■万が一、介護状態になると、公的介護保険で支給される費用の他に、**自己負担**が発生することも。

### 訪問介護



### デイサービス



### 福祉用具貸与



### 平均費用

月々平均 **9.0** 万円      一時費用平均 **47** 万円

※公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

生活保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(2024年度)

要介護1などの比較的軽度な介護状態でも「住宅改修」や「介護用ベッド・車いすの購入」等の費用が発生することがあります。

### 福祉車両の購入費



### 住宅の改修費

(トイレ、浴室、階段のてすり等)



### 福祉用品の購入費

(特殊寝具、エアマット等)



### 介護にかかる自己負担費用

初期費用 …………… 平均 47万円  
 継続的に発生する費用 …… 平均324万円  
**合計 平均371万円**



### 安心丸の介護一時金

保険金 **300** 万円

※上記は、3年間介護状態になった場合にかかる自己負担費用例です。



◆オプション特約の補償内容につきましては、P31～39をご覧ください。

◆オプション特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

## 身の回りのリスクにも対応したい方

オプション名	保険金をお支払いするとき	保険金額			セット名	
 <b>日常生活賠償特約<sup>(※1)</sup></b> 国内示談交渉サービス付きで安心	他人にケガさせたり、他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負ったとき等	5億円			L1	
 <b>携行品損害補償特約</b>	外出中に自分の持ち物を不注意で壊したとき等	30万円 <sup>(※2)</sup>			K1	
		20万円 <sup>(※2)</sup>			K2	
 <b>ホールインワン・アルバトロス費用補償特約<sup>(※3)</sup></b>	日本国内でラウンド中にホールインワン・アルバトロスを達成し祝賀費用等がかかったとき等	100万円			G1	
		60万円			G2	
		30万円			G3	
 <b>各種費用補償特約</b>	<b>受託物賠償責任<sup>(※1)(※4)</sup></b> 他人から借りた物を不注意で壊したとき等  <b>救援者費用等</b> 旅行中に遭難し捜索費用等がかかったとき等  <b>キャンセル費用<sup>(※5)</sup></b> 病気入院により海外旅行をキャンセルしたとき等	受託物賠償責任	救援者費用等	キャンセル費用	H1	
		30万円	100万円	100万円		
		20万円	50万円	50万円		H2
		10万円	30万円	30万円		H3

(※1)この特約はセットしたご本人だけでなく、そのご家族も補償されますので補償の重複にご注意ください。ご家族とは、ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と同居の親族および別居の未婚の子です。詳細はP27をご覧ください。

(※2)損害の額は1個、1組または1対のものについて10万円を限度とし、通貨・乗車券・宿泊券などについては、1回の事故につき5万円を限度とします。(自己負担額:3,000円)

(※3)保険期間中、何回達成されてもお支払いします。ホールインワン・アルバトロス費用を補償する他のゴルファー向け保険(P18を含む)と補償が重複する場合がありますので、ご注意ください。

原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP36～37をご参照ください。

①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合

②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

(※4)自己負担額:5,000円

(※5)自己負担額:1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれか高い金額

### 年払保険料

	L1	K1	K2	G1	G2	G3	H1	H2	H3
全年令共通	1,130円	3,620円	2,330円	8,390円	5,030円	2,520円	1,490円	800円	510円



# NECgolfer保険

ゴルフプレー中のさまざまなリスクを補償

NECグループ  
団体割引等適用

傷害部分 左記以外  
約46% 約40%

募集概要

保険金請求手続きの流れ

ご契約者さま専用ページ  
登録のご案内

健康状況告知・再告知  
についての案内

損害保険契約から生命保険  
契約への移行制度のご案内

安心丸(基本セット)

安心丸(オプション特約)

NECgolfer保険

## 保険金額と保険料

セット名		GS	GA	GB	GC	
保険金額	golfer賠償責任補償	2億円				
	ゴルフ用品補償	60万円	40万円	28万円	26万円	
	golfer傷害補償	死亡・後遺障害(*1)	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
		入院保険金日額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
		通院保険金日額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	ホールインワン・アルバトロス費用補償(*2)	100万円	60万円	30万円	—	
年払保険料	全年令共通	13,600円	9,380円	6,360円	3,750円	

- golfer傷害入院保険金の支払対象期間中に手術を受けられた場合、1回の手術について、次の額を傷害手術保険金としてお支払いします。  
入院中に受けた手術の場合:150,000円 入院中以外の手術の場合:75,000円
- (\*1) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払いします。
- (\*2) 保険期間中、何回達成されてもお支払いします。

### ⚠️ホールインワン・アルバトロス費用補償についての注意事項

- 複数の保険(安心丸(退職者向け)のホールインワン・アルバトロス費用補償特約を含む)にご加入いただいても、お支払額は単純に合算されず、そのうちの最も高い保険金額が限度となります。
- 原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP41をご参照ください。  
① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合  
② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

### お支払事例 GSセットにご加入の場合

ホールインワンを達成した。



- 記念植樹 50,000円
  - 記念品(300名分) 600,000円
- 合計金額 **650,000円**

ゴルフ練習場でドライバーのシャフトが折れた。



- 修理代(シャフトの交換) 20,000円
- 合計金額 **20,000円**

打球が他のプレイヤーに当たりケガをさせた。



- 治療費・慰謝料等の損害賠償額 300,000円
- 合計金額 **300,000円**

ゴルフ場の浴室で誤って転倒、脚を骨折した。



- 入院5日
  - 通院10日
- 合計金額 **175,000円**

### Q 何才でも加入はできますか？

**A** 疾病補償は被保険者本人が0才～79才まで、親介護一時金支払特約は特約被保険者(親)の年齢が20才～84才まで加入可能です。ケガの補償について年齢制限はございません。(年齢は始期日(2026年6月26日)時点の満年齢となります。)

### Q 夫婦で加入しています。退職者本人が亡くなった場合は、契約はどうなりますか？

**A** 満期日まで配偶者さまの補償を残すことは可能ですが、満期日以降は補償が終了します。

### Q 特定の疾病を補償しない条件で加入しています。この条件を削除することはできますか？

**A** 再告知制度を利用すれば可能です。  
【再告知制度】:改めて健康に関する告知を行うことで、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができる場合がある制度です。  
※再告知は毎年6月26日の更新時のみの制度であり、保険期間の途中で行うことはできません。  
詳細はP21をご確認ください。

### Q 健康に関する告知は必要ですか？

**A** 団体総合生活補償保険の疾病を補償するセット、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約、介護一時金支払特約、親介護一時金支払特約、疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約、抗がん剤治療特約、がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約に新規でご加入の場合および補償を増額、拡大する場合は必要になります。  
詳しくはP22～24の健康状況告知書質問事項をご確認ください。

### Q 税法上の保険料控除の対象となりますか？

**A** 安心丸(退職者向け)の疾病を補償するセット・オプションは対象となります。  
詳しくはP25の税法上の取扱いをご参照ください。  
なお、控除証明書は加入者証に付属されています。

### Q 【ホールインワン・アルバトロス費用補償特約】セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象となりますか？

**A** 原則として支払いの対象になりません。  
ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP36～37、P41をご参照ください。  
①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合  
②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

必ずお読みください

# 健康状況告知書ご記入のご案内 <団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

以下の注意点を御読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重<sup>(\*)</sup>することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。  
 (\* ) 保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

## 1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)またはWeb画面にてお手続きされる場合は退職者ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、このご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。</li> <li>特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。</li> </ul>

## 2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

## 3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

## 4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容(○:あり, ×:なし)		回答が必要な質問事項(○:回答要, ×:回答不要)		
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	○	○
○	×	○	○	×
×	○	×	×	○
×	×	健康に関する告知は不要です		

- ・「親介護補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途「親介護一時金専用」の告知をいただく必要があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約
	先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約
	がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
本人介護補償	介護一時金支払特約 本人介護
親介護補償	親介護一時金支払特約 親介護

## 5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

## 6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 <sup>(*)</sup> より前に発病した病気 <sup>(**)</sup> については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 <sup>(**3)</sup> からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 <sup>(*)</sup> より前に被ったケガまたは発病した病気 <sup>(**2)</sup> については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 <sup>(*)</sup> より前に発病したがん(悪性新生物) <sup>(**4)</sup> については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
抗がん剤治療特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 <sup>(*)</sup> より前に発病したがん(悪性新生物) <sup>(**5)</sup> については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約 本人介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 <sup>(*)</sup> より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
親介護一時金支払特約 親介護	なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

- (\*1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入セットを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入セットのご加入時」をいいます。
- (\*2) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (\*3) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
- (\*4) 発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。
- (\*5) 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初にかんが発生した場所をいいます。)と同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

## 7. その他ご留意いただく点

- ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただきます。
- 「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

## 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

- 継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群(\*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱いは、次のとおりです。
- (\*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	<p>ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。</p> <p>&lt;告知の結果、お引受けできる場合&gt;            特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。            なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。</p> <p>&lt;告知の結果、お引受けできない場合&gt;            ご加入をご継続いただくことができません。</p>
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
抗がん剤治療特約	
介護一時金支払特約 <input type="checkbox"/> 本人介護	<p>特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。</p>
親介護一時金支払特約 <input type="checkbox"/> 親介護	

### 【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の記入方法】

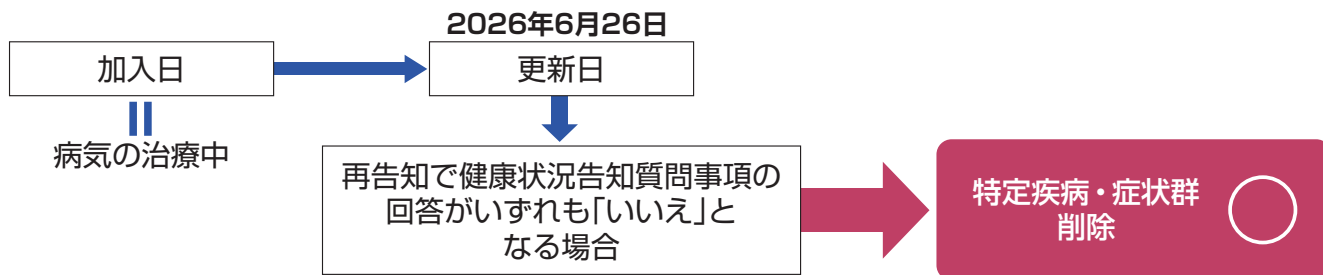
加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除し、訂正署名をしたうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

- 各疾病コードに属する疾病・症状は、引受保険会社のホームページまたはP22に記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。下記からアクセスいただけます。
- ご確認いただけない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



### 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方へ

現在、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入となっている方は、改めて健康に関する告知を行うこと(以下「再告知」といいます。)をご検討ください。継続加入時に、再告知を行った結果に応じた条件で継続契約をお引受けすることができます。したがって、特定の疾病・症状群についてお支払対象外の条件で加入している方は、継続時にあらためて健康に関する告知書を取り付けた結果、特定疾病・症状群を削除して継続することができる場合があります。ただし、再告知の結果、継続加入できなくなる場合があることにご注意ください。



### 保険金額の増額等に伴い告知をされる方へ

保険金額の増額、特約追加等を希望される方は、改めて健康に関する告知を行う必要があります。



分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症※、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘻)、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(助膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻くう炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔彎曲症
泌尿器生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G0	結核(腎結核を除きます。)
	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎※ ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3	中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫、骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病※、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈指腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死 ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャープ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)
職業病	N0	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にかかる疾患	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2	上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

お客さまからよくいただく質問事項を記載しました。

<b>Q1</b> 風邪は告知する必要がありますか？	<b>A1</b> 病院で診察を受けた場合でも、入院・手術・再検査等をすすめられていない場合は「いいえ」と回答します。現在入院していたり、入院・手術・再検査等をすすめられているものについては、告知いただく必要があります。
<b>Q2</b> 発病日の考え方を教えてください。	<b>A2</b> 当該疾病の初診日(前医があれば前医の初診日)を発病日とします。ただし、人間ドックや定期健康診断での異常指摘が発端の場合は、その健診診断等の受診日が発病日となります。
<b>Q3</b> 10年前に「大腸がん」で治療を受けましたが、その2年後に終診しています。告知をする必要はありますか？	<b>A3</b> 告知いただく必要はありません。ただし、治療は受けていなくても、告知日より過去2年以内に定期的に経過観察の指示を受けている場合は質問2に該当します。

# 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 健康状況告知書質問事項

**ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。**

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。
- 「団体総合生活補償保険 (MS&AD型)」にお申込みいただく際には、下記の質問事項につき正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する契約条件の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。
- 下記の質問事項には、被保険者(補償の対象者)ご自身がお答えください。\*
- (\*)告知時における被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がお答えください。
- 下表に記載がある傷害や疾病については告知不要です。

告知対象外となる 傷害・疾病一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ケガ* ●正常分娩</li> <li>※以下については、疾病として告知対象となります。 脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むちうち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、骨関節炎、関節内障、変形性関節症、頭部外傷後遺症、脳挫傷</li> </ul>
---------------------	--

「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「疾病補償」のセットが含まれている場合は、下記の質問1, 2につきご回答ください。

**質問1, 2の回答のいずれかが「はい」の場合：お引受けできません。**

**質問1, 2の回答のいずれも「いいえ」の場合：お引受けします。**

質問 <b>1</b>	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。 <b>次のいずれかに該当しますか</b>(ケガおよび正常分娩による入院・手術・再検査等*は除きます)。</p> <p>①告知日(ご記入日)現在、病気のため入院しているか、入院・手術・再検査等*をすすめられている。 ②告知日(ご記入日)より過去2年以内に病気で、継続して14日以上入院をしたことがある。 ※再検査等とは、医師から病気による入院・手術のために受検の指示を受けたものをいい、精密検査等を含みます。なお、健康診断や人間ドックにおける「要再検査」等の結果は含みません。</p>
質問 <b>2</b>	<p>*「疾病補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「本人介護補償」にお申込みの方は質問3にご回答ください。 <b>告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかの病気と医師に診断されたり、医師による検査*・治療(投薬を含みます)を受けたことがある、または受けるように指導されたことがありますか。</b></p> <p>①「がん」、「上皮内がん」 ②「糖尿病」、「高血糖症」、「耐糖能異常」 ③「精神の病気(アルコール・薬物依存を含みます)」 ※検査結果が異常なしだった場合は「いいえ」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「はい」となります。</p>

「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、または加入内容の変更に伴い告知いただく方で、継続後の契約に「本人介護補償」が含まれている場合は、下記の質問3につきご回答ください。

**質問3の回答が「はい」の場合：「本人介護補償」はお引受けできません。**

**質問3の回答が「いいえ」の場合：「本人介護補償」をお引受けします。**

\*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

質問 <b>3</b>	<p>*「本人介護補償」がない契約をお申込みの方は回答不要です。「疾病補償」にお申込みの方は質問1, 2にもご回答ください。 <b>次のいずれかに該当しますか。</b></p> <p>①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。 ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。 ③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、P24の「疾病・症状一覧(介護)」記載の病気や症状と診断されたことがある。</p>
----------------	---

# 〈親介護一時金専用〉 健康状況告知書質問事項

団体総合生活補償保険(MS&AD型)  
健康状況告知書質問事項

この健康状況告知書質問事項は、以下の特約被保険者専用の質問事項です。  
・親介護一時金支払特約

ご回答は加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

- 「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。
- 「親介護補償」にお申込みいただく方、および継続して加入する場合で保険金額の増額など補償内容を拡大する加入内容の変更を伴う方は、下記の質問事項につきご回答ください。  
この質問事項に対するご回答が事実と相違する場合、保険金をお支払いしないことがありますのでご注意ください。
- 下記の質問事項には、介護を受ける方<sup>(※1)</sup>(特約被保険者)に現時点の健康状況をご確認のうえご回答ください。<sup>(※2)</sup>また、ご確認方法を選択してください。  
(※1)基本部分の被保険者の親御様(姻族を含みます。)をいいます。  
(※2)「親介護一時金支払特約」にご加入の場合は、基本部分の被保険者ご本人が介護を受ける方<sup>(※1)</sup>を代理して、ご回答いただきます。なお、告知時における基本部分の被保険者の年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。
- 下記質問の回答が「はい」の場合、お引受けできません。ご了承ください。  
\*病気・症状名が判明しない場合は、病気・症状名が判明するまではお引受けできません。

## 質問

次のいずれかに該当しますか。

- ①歩行、寝返り、立ち上がり、入浴、排せつ、食事および衣類の着脱のいずれかの行為の際に、他人の介護が必要である。
- ②公的介護保険制度において要介護認定申請をしたことがある。
- ③告知日(ご記入日)より過去2年以内に、医師により、下表の「疾病・症状一覧(介護)」記載の病気や症状と診断されたことがある。




## 確認方法

特約被保険者となる方(親御様)へのご確認方法を以下からご選択ください。  
(複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に○印をしてください。)  
(選択肢) ①対面 ②電話 ③FAX・郵送 ④電子メール等、②③以外の通信手段

## 疾病・症状一覧(介護)

脳血管系の病気等	●脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞(脳血栓、脳塞栓、脳軟化)等) ●脳虚血発作(一過性脳虚血発作(TIA)、可逆性虚血性神経障害(RIND)等) ●眼底出血(網膜出血、硝子体出血、網膜中心静脈閉塞症等をいい、外傷性を除きます) ●脳動脈瘤 ●脳動静脈奇形
心臓系の病気等	●虚血性心疾患(狭心症、心筋梗塞、冠不全等) ●不整脈(心室細動、心房細動、心室頻拍、期外収縮等をいい、治療や経過観察を必要としない不整脈を除きます) ●心臓弁膜症(僧帽弁狭窄症、僧帽弁閉鎖不全症、大動脈弁狭窄症、大動脈弁閉鎖不全症等) ●心内膜炎 ●心肥大(心室肥大等) ●心不全 ●心筋症 ●動脈瘤
呼吸器系の病気等	●肺塞栓症(肺梗塞等) ●慢性閉塞性肺疾患(COPD)(肺気腫、慢性気管支炎) ●塵肺(珪肺症、アスベスト肺症等) ●肺線維症 ●気管支喘息(終診した小児喘息を除きます)
腎臓系の病気等	●慢性腎炎(増殖性腎炎、膜性腎症、IgA腎症等) ●腎不全 ●ネフローゼ症候群 ●人工透析治療を要するその他の腎臓疾患
肝臓系の病気等	●肝硬変 ●肝不全 ●慢性肝炎 ●B型肝炎* ●C型肝炎* *ウイルスキャリア(感染者)を含みます。
筋・骨格系の病気等	●後遺症の残る骨折(上肢の骨折を除きます) ●骨髄炎 ●骨粗しょう症 ●脊柱管狭窄症 ●変形関節症
悪性新生物	●悪性新生物(がん、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫をいい、上皮内新生物は除きます) ●脳腫瘍
その他	●糖尿病(インシュリン等の注射剤を投与している場合に限り) ●頭部外傷(後遺障害があると診断された場合に限り) ●膠原病(関節リウマチおよびリウマチ性疾患を含みます) ●正常圧水頭症 ●好酸球性筋膜炎 ●精神障害(アルツハイマー病や認知症、うつ病等の精神病や神経症、アルコール・薬物依存症を含みます)・知的障害・発達障害 <sup>(注)</sup> ●厚生労働省指定の公費助成対象の難病(告知日時点における特定疾患治療研究事業の対象として公費助成の対象となる難病をいい、難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)において規定する指定難病を含みます。具体的な病名は「難病情報センター」のホームページ( <a href="https://www.nanbyou.or.jp">https://www.nanbyou.or.jp</a> )等でご確認いただけます。これらの難病と診断された方は、都道府県への申請により医療受給者証の交付を受けることができますが、交付を受けていなくても告知の対象となりますので、ご注意ください) (注)具体的には、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によります。

# ご加入にあたってのご注意

 <p><b>保険契約者</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この保険は日本電気株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。</li> <li>●お申込人となれる方は日本電気株式会社またはそのグループ会社（以下、NECグループと呼びます。）の退職者の方で、以下の①～⑤いずれかの条件を満たしている必要があります。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①退職時に団体契約または団体扱契約の既契約者</li> <li>②定年退職者（定年退職扱いを含む）</li> <li>③NECおよびグループ各社の年金制度の受給資格を有する者</li> <li>④2018年12月以降に包含関係から離脱した子会社等の現役社員</li> <li>⑤別途協議のうえ、福利厚生上の必要性を認めるもの</li> </ol> </li> <li>●この制度で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、NECグループの退職者およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および退職者と同居している親族をいいます。）です。 （*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。</li> </ul>
 <p><b>自動継続の取扱いについて</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）</li> <li>●万一、退職者がお亡くなりになった場合は、継続することはできなくなりますので、あらかじめご了承ください。また、その際は必ずNECビジネスインテリジェンスにご通知ください。</li> </ul>
 <p><b>経営破綻した場合等の保険契約者の保護について</b></p>	<p>引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。</p> <p><b>【団体総合生活補償保険（MS&amp;AD型）】</b> 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。</p> <p><b>【病気の補償】</b> 保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。</p> <p><b>【ケガの補償】</b> 保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。</p> <p><b>【上記以外の補償】</b> 保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。</p> <p><b>【ゴルフ向け保険（団体総合生活補償保険）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、下記補償の対象となります。）。</li> <li>・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。</li> </ul> <p>保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。</p>
 <p><b>税法上の取扱い（2026年2月現在）</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。</li> </ul>
<p><b>その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。</li> <li>●この保険のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。</li> <li>●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。</li> <li>●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。</li> <li>●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。</li> <li>●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP.36～37、P.41をご参照ください。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合</li> <li>②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合</li> </ol> </li> </ul>

## ご加入内容確認事項

### ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

#### 1 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

**「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。**

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険料・保険料払込方法

#### 2 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

**記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。**

##### ①皆さまがご確認ください。

- 加入申込票の「生年月日」または「年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？  
「年齢」欄は保険始期日時点での満年齢をご記入ください。  
\*ご記入いただいた年齢と生年月日から算出した年齢が異なる場合には、生年月日から算出したものを年齢として取扱うことがあります。または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？
- 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？  
\*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

##### ②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

- ◆「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。  
被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

#### 3 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- 既にご加入されているがご継続されない場合

## 個人情報取り扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

### 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者(募集人)に提供します。

- ① 契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
- ② 継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
- ③ 本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
- ④ その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

## お引受けについてのご注意

NECグループの団体保険制度の割引率は、被保険者数と損害率(支払保険金÷保険料)で決定されます。保険金のお支払額が増加した場合、損害率が悪化し、割引率が低下してしまう可能性もあります。NECグループ団体保険制度はNECグループ社員の皆さまの相互扶助の制度であり、魅力ある福利厚生制度として維持・発展させていくために、引受ガイドラインを設けました。

区分	内容	補足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・飲酒運転等の法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合 など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引受けできません。
B	携行品損害補償特約(K1・K2):2年間で同種の携行品事故(保険金支払いまたは請求)が3回以上	・被保険者単位	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、引受をお断りすることがあります。
C	傷害通院(各基本セット):2年間で事故(保険金支払いまたは請求)が5回以上、かつ通算100万円以上	・被保険者単位	ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

(ご注意)この保険の保険期間は1年間となります。

安心丸・安心丸(退職者向け)はNECグループ社員および退職者の皆さまの相互扶助の制度であり、安定的な運営を目指しております。そのため、著しく保険金請求の頻度が高いなど、ご加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入をお断りする場合や補償内容を変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

特に、以下の補償項目については「著しく保険金請求の頻度が高い」ことの目安を定めた上で、運営させていただきます。

◆携行品損害補償特約(K1、K2):2年間で同種の携行品での事故(保険金支払いまたはその請求)が3回以上

(例)カメラでの事故(保険金支払いまたはその請求)が2年間で3回となった場合

※カメラの種類は問いません

◆傷害通院(各基本セット):2年間で事故(保険金支払いまたはその請求)が5回以上、かつ、100万円以上

また引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。

# 重要事項のご説明

必ずお読みください

## 契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型)・NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1) 商品の仕組み

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入セット	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人(*1)	配偶者	その他親族
本人型	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人(*1)のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満0才以上満79才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
介護一時金支払特約[本人介護]	
先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約	
抗がん剤治療特約	(a) 本人(*1) (b) 本人(*1)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
日常生活賠償特約	(a) 本人(*1) (b) 本人(*1)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
受託物賠償責任補償特約	(a) 本人(*1) (b) 本人(*1)の配偶者 (c) 同居の親族(本人(*1)またはその配偶者と同居の、本人(*1)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人(*1)またはその配偶者と別居の、本人(*1)またはその配偶者の未婚の子) (e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
救援者費用等補償特約	(a) 保険契約者(申込人) (b) 救援対象者である上表の「被保険者の範囲」の方およびその親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人(*1)のみ
親介護一時金支払特約[親介護]	本人(*1)の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上84才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

- (\*1)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。  
(\*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。  
(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際の時に依るものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。  
<NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)>  
この保険は、被保険者(補償の対象者)が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

主な特約	被保険者の範囲
ゴルフ保険賠償責任保険特約	(a) 本人(*1) (b) 本人(*1)が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
ゴルフ傷害補償特約	本人(*1)のみが被保険者となります。
ゴルフ用品補償特約	
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	

- (\*1)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。  
(\*2)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

#### (2) 補償内容

保険金をお支払いする場合はP29~42のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

##### ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

P29~42をご参照ください。

##### ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

P29~42をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されています。

##### (3) セットできる主な特約およびその概要

P29~42をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5) 引受条件

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、P8~17の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。<NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)>
- ・お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、P18の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

### 2 保険料

保険料は次の項目によって決定されます。

<団体総合生活補償保険(MS&AD型)>

保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等

<NECゴルフ保険(団体総合生活補償保険)>

保険金額・保険期間等

お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましてはP8~18および加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3 保険料の払込方法について

P2をご参照ください。

### 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。【注意喚起情報のご説明】の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型)・NECgolfer保険(団体総合生活補償保険))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本電気株式会社(以下「NEC」)が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①他の保険契約等(\*)に関する情報
- (\*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、golfer保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年齢」(病気を補償する契約に限ります。)
- ③被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限ります。)
- ④被保険者の「性別」(抗がん剤治療特約をセットする契約に限ります。)
- (注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(\*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、golfer保険、個人賠償責任保険、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。</li> <li>(注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。</li> </ul>
	上記以外	●普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- 団体総合生活補償保険の被保険者(NECgolfer保険の場合はgolfer傷害補償特約(以下、傷害補償特約といいます。))の被保険者が保険契約者以外の方である場合には、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(\*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(\*)を解約しなければなりません。
  - ①この保険契約(\*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
  - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
    - 引受保険会社に保険金(または傷害補償特約に基づく保険金)を支払わせることを目的としてケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
    - 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
  - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(\*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
  - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(\*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
 また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約(または傷害補償特約の解約)を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
- (\*)保険契約:その被保険者に係る部分に限ります。なお、NECgolfer保険については「保険契約」を「傷害補償特約」と読み替えます。
- 複数のご契約があるお客さまへ
  - 次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約)にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含

みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときは、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 火災保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 団体総合生活補償保険 ホールインワン・アルパトロス 費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	golfer保険 ホールインワン・アルパトロス 費用補償特約
③	団体総合生活補償保険 golfer賠償責任保険特約	自動車保険 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 火災保険 日常生活賠償特約
④	団体総合生活補償保険 golfer用品補償特約	団体総合生活補償保険 携行品損害補償特約
⑤	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 受託物賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 火災保険 受託物賠償特約

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、P2記載の方法により払込みください。P2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

- (1)保険金をお支払いしない主な場合
 

P29～42をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「[保険金を支払わない場合]」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2)重大事由による解除
 

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

  - ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害またはケガや病気等が発生させ、または発生させようとしたこと。
  - ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
  - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、P2記載の方法により払込みください。P2記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

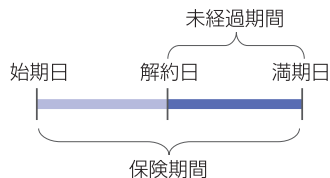
6 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



### 8 保険会社破綻時等の取扱い

P25の(経営破綻した場合等の保険契約者の保護について)をご参照ください。

### 9 個人情報の取扱いについて

P26をご参照ください。

### 10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

(団体総合生活補償保険(MS&AD型))  
現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項**
  - ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
  - ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。
- 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項**
  - ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
  - ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
  - ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
  - ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

#### この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】NECビジネスインテリジェンス株式会社 保険サービス統括部  
〒105-0014 東京都港区芝二丁目22-12(NEC第二別館)

**0570-200666**(ナビダイヤル)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」**0120-632-277**(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



#### 万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

**0120-258-189**(無料)

事故はいち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。

「インターネット事故受付サービス」

こちらからアクセスできます。



#### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)] **0570-022-808**

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

## 補償の主な内容

※印を付した用語については、P41~42の「※印の用語のご説明」をご覧ください。  
(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	<b>傷害死亡保険金</b> ★傷害補償(MS&AD型)特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<b>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</b> (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(基本コースのA・A2・A4・A6・AX・B・B2・B4・B6・BX・C・C2・C4・C6・CX・AT・BT・VAT・VBTセットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかんときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*
	<b>傷害後遺障害保険金</b> ★傷害補償(MS&AD型)特約 ☆傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約セット 保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合}$ (42%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 傷害後遺障害等級第1~7級限定補償特約がセットされているため、被保険者に後遺障害等級の第7級に掲げる保険金支払割合(42%)以上の割合で、保険金が支払われるべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第7級に掲げる保険金支払割合(42%)以上の場合のみ傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	<b>傷害入院保険金</b> ★傷害補償(MS&AD型)特約 保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてお支払いしません。	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$	

(次のページにつづく)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>傷害保険金</b> 傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約 ☆傷害手術保険金 支払倍率変更特約 セット	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 20$ ② ①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	(前ページからのつづき) ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくなる時でも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●P38の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●P38の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注)障害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギプス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定*であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限り、(※)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限り、(※)	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。
傷害長期入院時保険金 ★傷害長期入院時保険金補償(90日ごと用) 特約	「傷害入院」の状態が90日以上となった場合	$\text{傷害長期入院時保険金額の全額}$ (注)1回の事故に基づく傷害入院の日数*が、事故の発生の日からその日を含めて90日の整数倍となるごとにお支払いします。 (※)傷害入院保険金の支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の日は含みません。	
<b>疾病保険金</b> 疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償 特約セット P38(☆)参照	保険期間の開始後*(※)に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (※)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害*(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気*(※2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常*(※3)の場合は、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくなる時でも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気*(※4)(加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時*(※5)より前に発病*した病気*(※4)については保険金をお支払いしません。 (次のページにつづく)
	疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット P38(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後*(※)に発病*した病気*の治療*のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (※)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 疾病入院保険金がお支払されるか否かにかかわらず入院*中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 20$ ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>疾病放射線治療保険金</b> ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット P38(☆)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後*に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払します。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 20$ (注1) 同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払します。 (注2) 疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。	(前ページからのつづき) ただし、病気を補償する加入セットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日* <sup>(6)</sup> からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払します。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります。)<支払対象外となる精神障害の例>アルコール依存、薬物依存 など (*2)これにより発生した保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認められた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
<b>疾病通院保険金</b> ★疾病補償特約 ☆疾病通院保険金の支払条件変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット P38(☆)参照	疾病入院保険金をお支払する場合で、次の①または②のいずれかに該当されたとき。 ①疾病入院が終了し退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病入院後通院」といいます。) ②疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院された場合(以下、この状態を「疾病入院前通院」といいます。) (注)疾病入院後通院および疾病入院前通院を、以下、「疾病通院」といいます。	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・保険期間の開始時(疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時)より前の疾病通院の日数 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病入院後通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払します。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(*5)の「病気を補償するセット」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
<b>疾病長期入院時保険金</b> ★疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約 ☆特定精神障害補償特約セット P38(☆)参照	「疾病入院」の状態が90日以上となった場合	$\text{疾病長期入院時保険金額の全額}$ (注) 1回の疾病入院*における疾病入院の日数*が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90日の整数倍となるごとに、お支払します。 (*) 疾病入院保険金の支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日は含みません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(*5)の「病気を補償するセット」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
<b>先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金</b> ★先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療* <sup>(1)</sup> 、拡大治験* <sup>(2)</sup> または患者申出療養* <sup>(3)</sup> を受けた場合で、被保険者が先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を負担されたとき。 (注) 先進医療* <sup>(1)</sup> 、拡大治験* <sup>(2)</sup> または患者申出療養* <sup>(3)</sup> の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。治療を受けた日現在において、先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、お支払いの対象外となります。 (次のページにつづく)	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払します。 ア. 先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する費用* <sup>(1)</sup> イ. 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金額が限度となります。 (注3) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償する加入セットに継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生時または病気* <sup>(2)</sup> を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、先進医療、拡大治験または患者申出療養費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 (次のページにつづく)	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ● 自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用している運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心臓喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(基本コースのA・A2・A4・A6・AX・B・B2・B4・B6・BX・C・C2・C4・C6・CX・AT・BT・VAT・VBTセットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) (次のページにつづく)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<p>先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金</p> <p>★先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約</p> <p>☆特定精神障害補償特約セット</p>	<p>(前ページからのつづき)</p> <p>(※1)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。</p> <p>(※2)「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験<sup>(※4)</sup>をいいます。</p> <p>(※3)「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>(※4)「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第29項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第29項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第29項に規定する拡大治験をいいます。</p>	<p>(前ページからのつづき)</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(※1)先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。</p> <p>(※2)先進医療、拡大治験または患者申出療養の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p>	<p>(前ページからのつづき)</p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</p> <p>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他見所のないもの*</p> <p>●P38の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</p> <p>●P38の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ</p> <p>●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ</p> <p>●精神障害<sup>(※1)</sup>およびそれによる病気</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)<sup>(※2)</sup></p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気<sup>(※2)</sup></p> <p>●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常<sup>(※3)</sup>)の場合は、保険金をお支払いします。)</p> <p>●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気<sup>(※4)</sup>(加入者証等に記載されます。)</p> <p>など</p> <p>(注)保険期間の開始時<sup>(※5)</sup>より前に被ったケガまたは発病*した病気<sup>(※4)</sup>については保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、先進医療<sup>(※6)</sup>、拡大治験<sup>(※7)</sup>または患者申出療養<sup>(※8)</sup>に伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。)</p> <p>&lt;支払対象外となる精神障害の例&gt; アルコール依存、薬物依存 など</p> <p>(※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。</p> <p>(※4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>(※5)先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(※6)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。</p> <p>(※7)「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験<sup>(※9)</sup>をいいます。</p> <p>(※8)「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>(※9)「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第29項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第29項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第29項に規定する拡大治験をいいます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合																			
<b>がん診断保険金</b> <b>★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約</b>	<p>次のいずれかのがん*と診断確定*された場合(保険期間中にがん*と診断確定された場合に限ります。)</p> <p>①保険期間の開始時<sup>(*)1</sup>以降に初めて罹患したがん</p> <p>②再発したがん<sup>(*)2</sup></p> <p>③転移したがん<sup>(*)3</sup></p> <p>④既払がん<sup>(*)4</sup>とは全く別のがん</p> <p>(注)がん診断保険金を補償する加入セットに継続加入の場合で、前回の保険金支払事由<sup>(*)5</sup>から、その日を含めて1年以内に再び上記①から④までのいずれかのがん*と診断確定されたときは、保険金を支払いません。</p> <p>(*)1 がん診断保険金を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。</p> <p>(*)2 「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。</p> <p>(*)3 「転移したがん」とは、他の部位・臓器<sup>(*)6</sup>に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。</p> <p>(*)4 「既払がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがん*と診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。</p> <p>(*)5 継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがん*と診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。</p> <p>(*)6 同一の種類部位・臓器が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器とみなします。</p>	<p><b>がん診断保険金額の全額</b></p> <p>(注1) 保険期間中1回に限ります。</p> <p>(注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】がん診断保険金を補償する加入セットに継続加入の場合で、被保険者ががん*を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、がんを発病した時が、がん*と診断確定*された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(注3) 被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP43&lt;代理請求人について&gt;をご覧ください。</p>	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん*</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動によるがん(テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)<sup>(*)1</sup></p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん<sup>(*)1</sup></p> <p>●麻薬等の使用によるがん(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いしません。)</p> <p>●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。)に該当するがん<sup>(*)2</sup></p> <p>など</p> <p>(注) 保険期間の開始時<sup>(*)3</sup>より前に発病*したがんについては保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、がん診断保険金を補償する加入セットに継続加入された場合で、がんを発病した時が、がん*と診断確定*された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(*)1 これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(*)2 そのがん*と医学上因果関係がある病気*を含みます。</p> <p>(*)3 がん診断保険金を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p>																			
<b>抗がん剤治療保険金</b> <b>★抗がん剤治療特約</b>	<p>保険期間の開始後<sup>(*)1</sup>に発病*したがん*の治療*のため、保険期間中に抗がん剤<sup>(*)2</sup>治療を開始した場合</p> <p>(注1) 同一の月に複数回の抗がん剤治療を受けた場合は、1つの抗がん剤治療についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注2) 先進医療に該当するもの、治療薬剤による治療は補償の対象になりません。</p> <p>(*)1 抗がん剤治療を補償する加入セットに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p> <p>(*)2 投薬または処方された時点で、がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている次の①および②のいずれにも該当する薬剤をいいます。</p> <p>①厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者の罹患したがんの治療に対する効能または効果が認められた薬剤</p> <p>②世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、次に分類される薬剤</p> <p><b>世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類</b></p> <table border="1"> <tr><td>L01. 抗悪性腫瘍薬</td></tr> <tr><td>L02. 内分泌療法(ホルモン療法)<sup>(*)3</sup></td></tr> <tr><td>L03. 免疫賦活薬</td></tr> <tr><td>L04. 免疫抑制剤</td></tr> <tr><td>V10. 治療用放射性医薬品</td></tr> </table> <p>(*)3 内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。</p>	L01. 抗悪性腫瘍薬	L02. 内分泌療法(ホルモン療法) <sup>(*)3</sup>	L03. 免疫賦活薬	L04. 免疫抑制剤	V10. 治療用放射性医薬品	<p>抗がん剤治療を受けた月ごとに次の額をお支払します。</p> <p><b>抗がん剤治療保険金額 × 下表の倍率</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>L01. 抗悪性腫瘍薬</td><td>2</td></tr> <tr><td>L02. 内分泌療法(ホルモン療法)<sup>(*)</sup></td><td>1</td></tr> <tr><td>乳がん、前立腺がん 上記以外のがん</td><td>2</td></tr> <tr><td>L03. 免疫賦活薬</td><td>2</td></tr> <tr><td>L04. 免疫抑制剤</td><td>2</td></tr> <tr><td>V10. 治療用放射性医薬品</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 保険期間を通じて抗がん剤治療保険金額の120倍が限度となります。</p> <p>(注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】この特約をセットした加入セットに継続加入の場合で、被保険者が抗がん剤治療の原因となったがん*を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前である場合は、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(*) 内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。</p>	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率	L01. 抗悪性腫瘍薬	2	L02. 内分泌療法(ホルモン療法) <sup>(*)</sup>	1	乳がん、前立腺がん 上記以外のがん	2	L03. 免疫賦活薬	2	L04. 免疫抑制剤	2	V10. 治療用放射性医薬品	2	<p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん*</p> <p>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん</p> <p>●戦争、その他の変乱*、暴動によるがん(テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)<sup>(*)1</sup></p> <p>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん<sup>(*)1</sup></p> <p>など</p> <p>(注) 保険期間の開始時<sup>(*)2</sup>より前に発病*したがん(転移したがん<sup>(*)3</sup>)を含みません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(*)1 これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(*)2 この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約のご加入時をいいます。</p> <p>(*)3 転移したがんとは、原発巣(最初にがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがん*と同じ部位に再発したがんを含みます。</p>
L01. 抗悪性腫瘍薬																						
L02. 内分泌療法(ホルモン療法) <sup>(*)3</sup>																						
L03. 免疫賦活薬																						
L04. 免疫抑制剤																						
V10. 治療用放射性医薬品																						
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類	倍率																					
L01. 抗悪性腫瘍薬	2																					
L02. 内分泌療法(ホルモン療法) <sup>(*)</sup>	1																					
乳がん、前立腺がん 上記以外のがん	2																					
L03. 免疫賦活薬	2																					
L04. 免疫抑制剤	2																					
V10. 治療用放射性医薬品	2																					

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>日常生活賠償保険金</b> <b>★日常生活賠償特約</b>	<p>①保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>②日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等<sup>(*)1</sup>を運行不能<sup>(*)2</sup>にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア. 本人の居住の用に供される住宅<sup>(*)3</sup>の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者<sup>*</sup>、同居の親族および別居の未婚<sup>*</sup>の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り、)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p> <p>(*)1 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>(*)2 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(*)3 敷地内の動産および不動産を含みます。</p>	<p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 +</p> <p>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 -</p> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 -</p> <p>免責金額<sup>*</sup>(0円)</p> <p>(注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>(注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>(注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害</li> <li>● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</li> <li>● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任</li> <li>● 被保険者と同居する親族<sup>*</sup>に対する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者の使用人が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>● 心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</li> <li>● 自動車等<sup>*</sup>の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>● 戦争、その他の変乱<sup>*</sup>、暴動による損害</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> </ul> <p>など</p>
<b>携行品損害保険金</b> <b>★携行品損害補償特約</b> <b>☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)</b> <b>☆携行品損害補償特約の追加に関する特約</b>	<p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品<sup>(*)1</sup>に損害が発生した場合</p> <p>(*)1 「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品<sup>(*)2</sup>をいいます。ただし、P39の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。</p> <p>(*)2 「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。</p>	<p>損害の額 - 免責金額<sup>*</sup>(1回の事故につき3,000円)</p> <p>(注1) 損害の額は、再調達価額<sup>*</sup>によって定められます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額<sup>*</sup>によって定められます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。</p> <p>(注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>(注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</li> <li>● 被保険者と同居する親族<sup>*</sup>の故意による損害</li> <li>● 自動車等<sup>*</sup>の無資格運転、飲酒運転<sup>*</sup>または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害</li> <li>● 公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害</li> <li>● 携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</li> <li>● 携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</li> <li>● 偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害。(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>● 携行品である液体の流出による損害。(ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>● 携行品の置き忘れまたは紛失による損害</li> <li>● 戦争、その他の変乱<sup>*</sup>、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> <li>● 被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為</li> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>● P39の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害</li> </ul> <p>など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>救済者費用等保険金</b> <b>★救済者費用等補償特約</b>	救済対象者*が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者*が費用を負担された場合 ①保険期間中に救済対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救済対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③保険期間中に被ったケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院*された場合 (*)[被保険者]とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救済対象者、または救済対象者の親族*をいいます。	<b>救済者費用等の額</b> <b>&lt;救済者費用等&gt;</b> 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア. 遭難した救済対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救済者*の現地*までの1往復分の交通費(救済者2名分まで) <sup>(*)2</sup> ウ. 救済者の現地*および現地*までの行程での宿泊料(救済者2名分かつ1名につき14日分まで) <sup>(*)2</sup> エ. 死亡されたまたは治療*を継続中の救済対象者を現地*から移送する費用 オ. 諸雑費(救済者の渡航手続費および救済対象者または救済者が現地*において支出した交通費・通信費等をいいます。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救済者費用等保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*1) 事故発生地または救済対象者の収容地をいいます。 (*2) 上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救済対象者の生死が判明した後または救済対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は含みません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者、救済対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用</li> <li>● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用</li> <li>● 自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故により発生した費用</li> <li>● 脳疾患、病氣*または心神喪失により発生した費用</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産により発生した費用</li> <li>● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガ*の治療*以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用</li> <li>● 戦争、その他の変乱*、暴動により発生した費用(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用</li> <li>● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</li> <li>● 入浴中の溺水*(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ*によって発生した場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎</li> <li>● P38の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故により発生した費用</li> </ul> など
<b>各種費用補償特約</b> <b>キャンセル費用保険金</b> <b>★キャンセル費用補償特約</b>	被保険者、被保険者の配偶者*または被保険者の1親等内の親族の死亡、ケガ*または病氣*による入院*によって、被保険者が特定のサービス*(*)を受けられなくなり、ホテルの違約金などのキャンセル費用*を負担された場合 (*)[特定のサービス]とは、業として有償で提供されるサービスで、次のア～カのいずれかに該当するものをいいます。 ただし、キャンセル事由が死亡の場合は、死亡の日からその日を含めて31日以内(ただし、被保険者の死亡の場合にはこの限りではありません。)、入院の場合は入院を開始した日からその日を含めて31日以内に提供されるサービスに限ります。 ア. 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス イ. 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれにセットするサービス ウ. 航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送 エ. 宴会、パーティ用施設の提供およびそれにセットするサービス オ. 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供 カ. 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行	<b>被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用*の額</b> - <b>免責金額*(1回の事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のうち、いずれか高い額)</b> (注1) 第三者から支払われた損害賠償金等の回収金がある場合には、その額を差し引いた額をお支払いします。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、キャンセル費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提供日を変更して、サービスの提供を受けることができる場合</li> <li>● 予約日・提供日が確認できない場合</li> <li>● サービスが職務遂行に係るものである場合</li> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</li> <li>● 被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為または麻薬等の使用による損害</li> <li>● 被保険者の自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産による入院*</li> <li>● 戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> <li>● 原因がいかなるときでも、被保険者が頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</li> </ul> など (注) 被保険者、被保険者の配偶者*または被保険者の1親等内の親族の、死亡または入院の直接の原因となったケガ*または病氣*が保険期間の開始時より前または保険料領収前に発生していたためキャンセル費用*を負担された場合は、保険金をお支払いしません。なお、病氣の発病*の認定は、医師*の診断によります。
<b>受託物賠償責任保険金</b> <b>★受託物賠償責任補償特約</b>	保険期間中に受託物* <sup>(*)1</sup> の損壊* <sup>(*)2</sup> ・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合	<b>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額*</b> + <b>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</b> - <b>被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</b> - <b>免責金額*(1回の事故につき5,000円)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害</li> <li>● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害</li> <li>● 自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害</li> <li>● 自然の消耗、劣化、性質による変色・さび、かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</li> </ul> (次のページにつづく)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
<b>受託物賠償責任保険金</b> <b>★受託物賠償責任補償特約</b> <b>各種費用補償特約</b>	(前ページからのつづき) (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (*1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、P39の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (*2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。	(前ページからのつづき) (注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*)被害受託物の時価額が限度となります。	(前ページからのつづき) ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族*に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●P39の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など						
<b>ホールインワン・アルバトロス費用保険金</b> <b>★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)</b>	日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ①次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス <table border="1" data-bbox="272 1010 715 1335"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>目撃者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公式競技以外の場合</td> <td>次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td> </tr> <tr> <td>公式競技の場合</td> <td>次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td> </tr> </tbody> </table> 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りする造園業者・工事業者 など (注1)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は、「目撃」には該当しません。 ②達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限り、 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。 (次のページにつづく)	区分	目撃者	公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	[次の費用のうち実際に支出した額] ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。 (*1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (次のページにつづく)	●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス* ●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人*が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (*)[「ゴルフ場の使用人」]には、臨時雇いを含みます。
区分	目撃者								
公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃*したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)								
公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)								

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
<p>ホールインワン・アルパトロス費用保険金</p> <p>★ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)</p>	<p>(前ページからのつづき)</p> <p>(※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルパトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルパトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <table border="1" data-bbox="272 367 711 757"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>署名または記名・押印が必要な方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公式競技以外の場合</td> <td>ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td> </tr> <tr> <td>公式競技の場合</td> <td>ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td> </tr> </tbody> </table>	区分	署名または記名・押印が必要な方	公式競技以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	公式競技の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	<p>(前ページからのつづき)</p> <p>(※2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p>	
区分	署名または記名・押印が必要な方								
公式競技以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者								
公式競技の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルパトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者								
<p>介護一時金 本人介護</p> <p>★介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット</p>	<p>保険期間中に、被保険者(*)が要介護状態(要介護2以上の状態)*となり、180日を超えて継続した場合 (*)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p>	<p>介護一時金額の全額</p> <p>(注1)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p> <p>(注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入セットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態</li> <li>●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態</li> <li>●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態</li> <li>●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*</li> <li>●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。)</li> </ul> <p>など</p> <p>(注) 保険期間の開始時(*)より前に要介護状態の原因となった事由(*)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。</p> <p>(※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(※2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。</p>						
<p>親介護一時金 親介護</p> <p>★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット</p>	<p>保険期間中に、特約被保険者(*)が要介護状態(要介護2以上の状態)*となり、180日を超えて継続した場合 (注) 特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細はP43の&lt;代理請求人について&gt;をご覧ください。</p> <p>(*) 普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)*のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。</p>	<p>親介護一時金額の全額</p> <p>(注1)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。</p> <p>(注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】親が要介護状態となった場合に補償する加入セットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。</p> <p>(次のページにつづく)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態</li> <li>●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態</li> <li>●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態</li> <li>●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。)</li> <li>●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> </ul> <p>(次のページにつづく)</p>						

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>親介護一時金</b> <b>親介護</b> ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)セット		(前ページからのつづき) ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	(前ページからのつづき) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など (注) 保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (*1) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2) 公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

(☆) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病長期入院時保険金  
 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】  
 病気\*を補償する加入セット(\*1)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(\*2)の原因となった病気(\*3)を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。  
 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額  
 ただし、病気(\*3)を発病した時が、その病気による疾病入院(\*2)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。  
 (\*1) 疾病長期入院時保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。  
 (\*2) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。  
 (\*3) 疾病入院(\*2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気\*を含みます。

**【特約の説明】**

セットする特約	特約の説明		
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。		
天災危険補償特約 (A・A2・A4・A6・AX・B・B2・B4・B6・BX・C・C2・C4・C6・CX・AT・BT・VAT・VBTセット)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">同様の取扱いとなる保険金</td> <td>・傷害長期入院時保険金 ・先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金 (いずれも天災危険補償特約がセットされている基本コースにご加入の場合に限りです。)</td> </tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金	・傷害長期入院時保険金 ・先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金 (いずれも天災危険補償特約がセットされている基本コースにご加入の場合に限りです。)
同様の取扱いとなる保険金	・傷害長期入院時保険金 ・先進医療・拡大治療・患者申出療養費用保険金 (いずれも天災危険補償特約がセットされている基本コースにご加入の場合に限りです。)		
傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約 (A・A2・A4・A6・AX・AJ・A2J・B・B2・B4・B6・BX・BJ・B2J・C・C2・C4・C6・CX・CJ・C2J・AT・BT・VAT・VBTセット)	後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(42%～100%)を適用すべき後遺障害*が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。		
がん2倍支払特約 (C・C2・C4・C6・CX・CJ・C2Jセット)	被保険者の病気*が特約記載のがん*であるとき、その治療*を目的とする入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">同様の取扱いとなる保険金</td> <td>・疾病長期入院時保険金(がん2倍支払特約がセットされているコースにご加入の場合に限りです。)</td> </tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金	・疾病長期入院時保険金(がん2倍支払特約がセットされているコースにご加入の場合に限りです。)
同様の取扱いとなる保険金	・疾病長期入院時保険金(がん2倍支払特約がセットされているコースにご加入の場合に限りです。)		
傷害手術保険金支払倍率変更特約 (A・A2・A4・A6・AX・AJ・A2J・B・B2・B4・B6・BX・BJ・B2J・C・C2・C4・C6・CX・CJ・C2J・AT・BT・VAT・VBT・P・P1・P2・P3・P4・P5・P6・NAセット)	傷害手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、[傷害入院保険金日額]×20、入院中以外に受けた手術の場合のお支払額を、[傷害入院保険金日額]×10に変更します。		
疾病手術保険金等支払倍率変更特約 (B・B2・B4・B6・BX・BJ・B2J・C・C2・C4・C6・CX・CJ・C2J・VAT・VBT・P・P1・P2・P3・P4・P5・P6・NAセット)	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20、入院中以外に受けた手術の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×10、疾病放射線治療保険金については、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。		

補償対象外となる運動等
山岳登山(*1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 (*1) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (*2) グライダーおよび飛行船は含みません。 (*3) 職務として操縦する場合は含みません。 (*4) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。
補償対象外となる職業
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。) 競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」
船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハングライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機(ドローン)・ラジコン模型およびこれらの付属品、コンタクトレンズ、義歯、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・稿本(本などの原稿)・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勲章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ
など
補償対象外となる主な「受託物」
日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物
など

## NECgolfer保険(団体総合生活補償保険)

※印を付した用語については、P41～42の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>golfer賠償責任保険金</b> ★golfer賠償責任保険特約	保険期間中のゴルフの練習中、競技中または指導中の偶然な事故により、被保険者 <sup>(*)</sup> が他人の生命または身体を害したり、他人の物(他人から借りたり預かったりした物を除きます。)を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 (*本人をいいます。ただし、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族に限ります。))を被保険者とします。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 - 免責金額*(0円)	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内*におけるゴルフカートの損壊によって負担する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディに対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害
<b>傷害死亡保険金</b> ★golfer傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) など
<b>傷害後遺障害保険金</b> ★golfer傷害補償特約	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%～100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の故意による損害 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内*におけるゴルフカートの損壊によって負担する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディに対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害

(次のページにつづく)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
<b>傷害入院保険金</b> <b>★ゴルフファー傷害補償特約</b>	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{傷害入院の日数}$ (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(前ページからのつづき) <b>●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎</b> など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
<b>傷害手術保険金</b> <b>★ゴルフファー傷害補償特約</b>	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ②①以外の手術の場合 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	
<b>傷害通院保険金</b> <b>★ゴルフファー傷害補償特約</b>	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフの練習中、競技中または指導中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギプス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定(*)であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りです。 (*) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{傷害通院の日数}$ (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
<b>ゴルフ用品保険金</b> <b>★ゴルフ用品補償特約</b>	保険期間中のゴルフ場敷地内*におけるゴルフ用品*(*)の盗難またはゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合 (注1) 自宅駐車場等、ゴルフ場敷地内以外の場所での盗難および破損・曲損事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品の盗難と同時に発生した場合に限り保険金をお支払いします。 (注2) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損に対しては保険金をお支払いしません。 (*) 「ゴルフ用品」とは、被保険者が所有するゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、ゴルフ用に設計された物であっても時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は、含みません。	$\text{損害の額(被害物の修理費または時価額*のいずれか低い方が限度となります。)}$ (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。 (注2) 修理によって被害物の価額が増加したときには、その増加額(被害物が現に使用されている場合であって、十分な維持・保守管理が行われているときは、その被害物の再調達価額の50%に相当する額を限度とします。ただし、被害物が現に使用されていない場合または十分な維持・保守管理が行われていない場合は、その被害物の再調達価額の90%に相当する額を限度とします。)、および修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<b>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</b> <b>●被保険者と同居する親族*の故意による損害</b> <b>●ゴルフ用品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、なすみ食い、虫食い、穴陥等による損害</b> <b>●ゴルフ用品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗装のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷、またはゴルフ用品の汚損であって、ゴルフ用品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害(ただし、ゴルフ用品の盗難によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。)</b> <b>●ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害</b> <b>●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</b> <b>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</b> <b>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</b> <b>●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為</b> <b>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)</b> の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合												
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	<p>日本国内のゴルフ場*において被保険者が達成した次のホールインワン*またはアルバトロス*について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。</p> <p>①次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>目撃者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公式競技以外の場合</td> <td>次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td> </tr> <tr> <td>公式競技の場合</td> <td>次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に出入りする造園業者・工事業者 など</p> <p>(注1)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は、「目撃」には該当しません。</p> <p>②達成証明資料*によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書*により証明できるものに限りします。</p> <p>(注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。</p> <p>(*)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。</p> <p>(*)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>署名または記名・押印が必要な方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公式競技以外の場合</td> <td>ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td> </tr> <tr> <td>公式競技の場合</td> <td>ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td> </tr> </tbody> </table>	区分	目撃者	公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	区分	署名または記名・押印が必要な方	公式競技以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	公式競技の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	<p>次の費用のうち実際に支出した額</p> <p>ア. 贈呈用記念品購入費用* イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場*に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ*に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護*またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン*またはアルバトロス*を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。)</p> <p>(注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> <p>(注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。</p> <p>(*)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。</p> <p>(*)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。</p>	<p>●日本国外で達成したホールインワン*またはアルバトロス*</p> <p>●ゴルフ場*の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>●ゴルフ場の使用人*が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など</p> <p>(*)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。</p>
区分	目撃者														
公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者* イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)														
公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ*等。具体的には下枠記載の方をいいます。)														
区分	署名または記名・押印が必要な方														
公式競技以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者														
公式競技の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者														

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

P29~41の

※印の用語のご説明

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

- ア行**
- 「アルバトロス」とは、ホールインワン\*以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。
  - 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気\*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
  - 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
  - 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
救護者費用等補償特約	救護対象者*以外の医師
介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
親介護一時金支払特約	

- ア行**
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日\*からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気\*(これと医学上因果関係がある病気\*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。  
(\*)疾病長期入院時保険金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。
  - 「飲酒運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等\*を運転することをいいます。
  - 「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限りません。なお、電話診療は含みません。

カ行

- 「がん」とは、特約に定めるがん(悪性新生物)をいい、上皮内新生物を含みます。抗がん剤治療特約においては、上皮内新生物を含みません。
- 「ギブス等」とは、ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーシ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り、)線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限り、)およびハロベストをいいます。
- 「キャンセル費用」とは、サービスの提供を受けられない場合にかかる取消料、違約金等、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用で、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限り、ただし、被保険者がサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者\*もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。
- 「救済」とは、救済対象者\*の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救済対象者の親族\*(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。
- 「救済対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行\*(または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。)\*(いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
- 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
- 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
- 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
- 「傷害」とは、身体外部から有害ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状\*(\*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
  - ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒

サ行

- 「後遺障害」とは、治療\*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残った症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解のないものを除きます。
- 「公的介護保険制度」とは、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること
- 「ゴルフ場」とは、ゴルフの練習または競技を行うための有料の施設(ゴルフ練習場を含みます。)をいいます。ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。
- 「ゴルフ場敷地内」とは、ゴルフ場\*として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
- 「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 「時価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額\*から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間\*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される 保険金の名称	・傷害入院保険金 ・疾病入院保険金	・傷害通院保険金 ・疾病通院保険金
-----------------	----------------------	----------------------

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院\*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される 保険金の名称	・傷害入院保険金 ・疾病入院保険金	・傷害通院保険金 ・疾病通院保険金
-----------------	----------------------	----------------------

- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(\*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリドマン、骨または関節の非観血的または徒手の整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲粘膜)を除きます。
  - ②先進医療\*に該当する診療行為(\*2)
    - (\*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
    - (\*2)②の診療行為は、治療\*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

サ行

- 「乗用具」とは、自動車等\*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
  - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
  - ・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。)
  - ・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)
  - ただし、体幹部を固定した場合に限り、
  - ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り、
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者\*および3親等内の姻族をいいます。
- 「診断確定」とは、医師\*による病理組織学的所見(\*1)によってなされたものをいいます。
  - (注)病理組織学的検査(\*2)が行われない場合には、病理組織学的検査(\*2)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見(\*3)による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見(\*3)による診断確定も認めることがあります。
  - (\*1)病理組織学的所見とは、生検等をいいます。
  - (\*2)病理組織学的検査とは、生検等をいいます。
  - (\*3)その他の所見とは、細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「先進医療」とは、手術\*または放射線治療\*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

タ行

- 「治療」とは、医師\*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療\*により、治療\*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「同伴キャディ」とは、被保険者がホールインワン\*またはアルバトロス\*を達成したゴルフ場\*に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
- 「同伴競技者」とは、被保険者がホールインワン\*またはアルバトロス\*を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。

ナ行

- 「入院」とは、自宅等での治療\*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師\*の管理下において治療に専念することをいいます。

ハ行

- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師\*が診断\*した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。(\*1)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病氣」とは、被保険者が被ったケガ\*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病氣によって被ったケガについては、病氣として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
  - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
  - ②先進医療\*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為(注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 「ホールインワン」とは、各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。
- 「保険価額」とは、保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。

マ行

- 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
- 「目撃」とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せず、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は該当しません。

ヤ行

- 「要介護状態(要介護2以上の状態)」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
  - ①公的介護保険制度\*の第1号被保険者(65才以上)
    - 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態
  - ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満)
    - 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
  - ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満)
    - 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

# ～万一事故にあわれたら～ 請求手続きについて

## 保険金をご請求される場合のお手続きについて

NECビジネスインテリジェンスへのご連絡は



ナビダイヤル

0570-200666

Webからも事故のご連絡、ご請求ができます  
※一部ご利用いただけません



保険金請求Webをご確認ください

<https://www.nec-businessintelligence.co.jp/hoken/claim/index.html>



三井住友海上へのご連絡は



三井住友海上事故受付センター

0120-258-189 (無料)  
事故は いち早く



事故受付

24時間 365日

<p>保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。</li> </ul>
<p>保険金の支払いの履行期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(*)</sup>をご提出いただいでからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認<sup>(**)</sup>を終えて保険金の額を確定するために確認が必要な事項をいいます。<sup>(***)</sup></li> <li>(*)保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。</li> <li>(**)保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。</li> <li>(***)必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。</li> <li>●保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。(約款はNECビジネスインテリジェンスのホームページをご覧ください)</li> <li>●損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。</li> </ul>
<p>保険金のご請求時にご提出いただく書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。</li> <li><b>ご提出いただく書類</b></li> <li>以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの</li> <li>●引受保険会社所定の保険金請求書 ●引受保険会社所定の同意書 ●事故原因・損害状況に関する資料 ●被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本等) ●引受保険会社所定の診断書 ●診療状況申告書 ●公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ●死亡診断書 ●他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ●損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ●引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類</li> <li>●事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。</li> </ul>
<p>示談交渉について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。</li> <li>(示談交渉サービス)</li> <li>日本国内において発生した、日常生活賠償特約およびゴルフ賠償責任保険特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。</li> <li>(示談交渉を行うことができない主な場合)</li> <li>次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。</li> <li>なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。</li> <li>○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約およびゴルフ賠償責任保険特約で定める保険金額を明らかに超える場合</li> <li>○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合</li> <li>○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合</li> <li>○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</li> </ul>
<p>代理請求人について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(*)</sup>等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、<b>本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。</b></li> <li>(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者<sup>(*)</sup>」</li> <li>②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」</li> <li>③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者<sup>(*)</sup>」または「上記②以外の3親等内の親族」</li> <li>(*) 法律上の配偶者に限ります。</li> </ul>
<p>柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。</li> </ul>



## 団体扱自動車保険

### NECグループオリジナル 自動車保険

大手損害保険会社の充実した補償を、団体扱のメリットを活かしてリーズナブルな価格で提供する自動車保険。安心・安全なドライブをお楽しみいただくために。豊富な知識を持つNECビジネスインテリジェンスが皆さまのカーライフをしっかりとサポートします！

最短1分！  
お見積りはこちらから！



ご家族が  
運転・所有する  
お車も！

契約台数  
約**50,000台**  
以上

NECグループ  
自動車保険  
大口団体割引  
最大**24%**

ガソリン・  
軽油・灯油が  
お得に

ご退職後も  
大口団体割引  
適用！

保険料の  
お支払いは便利な  
**口座振替**



## 団体扱火災保険

### NECグループオリジナル 火災保険

台風や竜巻、洪水などの自然災害から、盗難や破損まで、幅広いリスクを補償します。安心・安全な生活を守るために、火災保険はマストアイテムです！

お見積りのご依頼は  
こちらから！



NECグループ  
火災保険  
大口団体割引  
**10%**

※大口団体割引は、2026年3月1日～2027年2月28日までの間に保険始期日があるご契約に適用されます。今年度の団体割引率は引受保険会社により異なります。三井住友海上:24% 東京海上日動:23.5%

なお、大口団体割引は、団体の損害率、団体全体のお引き受実績に応じて毎年3月1日に見直されます。ただし、地震保険には適用されません。

※団体扱のご契約者は、NECグループ従業員およびご退職者の方に限ります。

※団体扱の記名被保険者および車両所有者は、ご契約者の配偶者・ご契約者もしくはその配偶者の同居の親族や別居の扶養親族の方とすることもできます。

※契約台数は2025年8月末時点の台数です。

### お問い合わせ先一覧

## NECビジネスインテリジェンス株式会社 保険サービス統括部

〒105-0014 東京都港区芝2-22-12 NEC第二別館

ナビダイヤル **0570-200666**

東北エリア Tel.022-223-5712

関西エリア Tel.06-6945-3681

山形エリア Tel.023-615-1481

中四国エリア Tel.082-512-1385

中部エリア Tel.050-3815-9471

九州エリア Tel.050-3380-2163

引受保険会社 **三井住友海上火災保険株式会社**

TEL.03-6849-6322

2025年10月1日付で、NECファシリティーズの保険事業をNECビジネスインテリジェンスに移管いたしました。

引き続き、NECビジネスインテリジェンス 保険サービス統括部として皆さまにより良い商品やサービスをご案内・ご提供いたします。